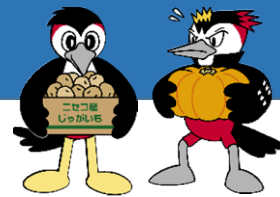


ニセコ町農畜産物 販売促進事業補助金

申請受付中！



受付締切／令和2年12月8日(火)必着

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う訪日外国人旅行者の減少や輸出の停滞等により、農産物の出荷量の減少や価格の下落等といった影響が顕著となっています。町では、今後とも生産者の安定的な生産・供給体制が維持されるよう、商品開発や販売促進事業を支援します。

(1) 販売促進・販路拡大支援事業補助金

個人農業者の方も
対象になります！

農畜産物の販売促進・販路拡大に向けた取組に係る経費を支援します。

- 【補助対象者】
- ① 認定農業者または青年等就農計画の認定を受けた農業者または法人
 - ② 町内在住で農業所得を得ている者
 - ③ 構成員が町内の在住者であり、かつ3戸以上の農業者で構成された団体

【補助対象経費】

- ・ 販売促進のための資材購入費（梱包パッケージの作成・更新、リーフレット作成等）
- ・ 新たな販売方式に係る経費（HPの開設・改修、ネット販売の導入、各種媒体での広告等）
- ・ 付加価値向上のための機器・設備等の導入（加工化のための備品の購入等）

【補助率】

10割（上限：団体・法人50万円、個人20万円）
※要望額が予算額を上回った場合は予算の範囲内で配分

(2) 町内産農畜産物を活用した商品開発支援事業補助金

コロナ禍により売上が減少した農畜産物を活用した新たな加工品の試作、製造等に係る経費を支援します。

- 【補助対象者】
- ① 構成員が町内の在住者であり、かつ3戸以上の農業者で構成された団体
 - ② ニセコ町に本社を有する法人

- 【補助対象経費】 農畜産物を活用した新商品開発に係る経費
（原材料費、委託・外注費、消耗品費、備品購入費、広告宣伝費等）

【補助率】

10割（上限：150万円）
※要望額が予算額を上回った場合は予算の範囲内で配分

【申請方法】

以下の書類を農政課まで提出をお願いします。

- ① 事業計画書 → (1)の補助金については別記様式1
→ (2)の補助金については別記様式2

- ② 見積書等（補助対象経費の金額がわかる書類）

※提出時は、印鑑の持参をお願いします。

- 【スケジュール】
- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 募集期限 | 11月20日(金)～12月8日(火)まで |
| (2) 交付決定 | 12月中旬 交付決定通知送付 |
| (3) 事業実施期間 | 11月1日～2月28日
(11月1日以降の取組が対象となります) |
| (4) 実績報告 | 2月28日までに
支出証拠書類（領収書等）を農政課に提出 |
| (5) 補助金支払 | 3月中旬 |